

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫 様

申 入 書

福島県いわき市長

渡辺 敬夫



## 1 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所の確実な安全対策について

東京電力㈱福島第一原子力発電所災害について、国及び東京電力㈱の責任において一刻も早い収束を、引き続き、強く申し入れます。

一方、本市に隣接して立地する福島第二原子力発電所は、福島第一原子力発電所災害の収束が不透明な中、その再開については、当然、ありえないものと考えておりますが、多くの市民が不安の中での生活を余儀なくされていることから、例えば、原子炉格納容器から燃料棒を取り出し、別の場所に保管するなど、国及び東京電力㈱の責任において、確実な安全対策を講じられるよう強く申し入れます。

また、先の冷却設備の一部停止や、2号機の温度計の不具合などの事象の発生により、未だ収束が見えない状況に市民の不安は増すばかりであり、更にそれらの事象に係る情報不足がその不安を増大させています。

このため、迅速かつ正確な情報伝達体制を予め確立するとともに、異常をいち早く検知できる計測機器類の設置や検知した場合の的確な応急対策など、様々な事象を想定しながら、確実な安全対策を講じられるよう強く申し入れます。

## 2 東京電力㈱福島第一・第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書の締結について

本市は、福島第一原子力発電所から北部の市境まで約 25km、福島第二原子力発電所から同じく約 15km の距離に位置していることから、4月に予定される国の防災基本計画及び防災指針の改定により、原子力発電所事故に備えて防災対策を重点的に充実する区域として検討されている半径 30 キロメートル圏内の「緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)」などの新たな区域の指定が見込まれており、これにあわせて、本市としても国、県などと緊密な連携を図りながら、原子力防災対策の策定を目指していくところであります。

このため、今般の第一原子力発電所災害の事故の影響と現在の不安定な状況を勘案し、更には、今後の不測の事態を防止するためにも、立地町はもとより、隣接する本市も積極的に関わりをもちながら、迅速かつ正確な情報の提供のもとで安全対策などを進め、市民が求める安全・安心に応えていく必要があることから、本市と東京電力㈱との原子力安全協定の締結について強く申し入れます。

### 3 福島第一原子力発電所災害に関する適正な補償の実施について

事故発生後、物流や医療の提供が滞るといった疲弊した状況の中で、本市の市民や事業者は、生活の再建や事業の再開を余儀なくされ、現在においても、事故が収束しない状況の中、不安を抱えながら生活や事業活動をせざるを得ない状況にあり、その精神的な苦痛や風評被害・間接被害等に伴う営業損害などは計り知れないものがあります。

このような中、昨年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会において決定された中間指針追補を踏まえ、本市は「自主的避難対象区域」とされ、市民が幅広く損害賠償の対象とされたことについては、一定の評価ができるものの、妊婦と18歳以下の子供以外の賠償対象期間が平成23年4月22日までとされているなど、損害賠償の対象の捉え方などについて、不明な点があることから、これらを明らかにするよう強く申し入れます。

更に、作付けの時期に屋内退避が継続され、作付けが不可能となった農業者への補償など、中間指針追補の範囲に止まらない賠償の必要性も多数あることから、被害者である全ての市民や事業所を対象として、迅速かつ適正な賠償が行われるよう、更には、本市が本件事故に伴って実施する様々な事業についても確実に賠償対象となるよう、責任をもって対応していただくとともに、本市における相談窓口を積極的に広報するなど、円滑な賠償が図れるよう確実な相談体制の構築を強く申し入れます。

### 4 車両対策の徹底について

震災による福島第一原子力発電所の事故以降、平成23年3月23日から、Jヴィレッジにおいて一定レベル以上の放射線量の車両持ち出し規制が開始されましたが、それ以前は、車両の持ち出しが自由であったことから、例えば、事故当時、福島第一原子力発電所に勤務していた作業従事者の通勤車両が、事故に伴い拡散した放射性物質を付着させたまま持ち出されるなどして、車両が管理区域外に持ち出された可能性は否定できないと考えられます。

放射線量の高い車両については、その周辺の放射線量に影響を及ぼすおそれがあることから、車両対策として、スクリーニングや除染の指導・監督の更なる徹底はもとより、原発事故当時から車両規制がかかった平成23年3月23日までの間、福島第一原子力発電所内で作業に従事していた作業員の車両の実態把握に努めるとともに、中古車販売業をはじめ、自動車関連団体への聞き取りなどにより、その実態把握にも努め、必要に応じ車両のモニタリングを行い、放射線量の高い車両が発見された場合には、その車両の取り扱いについて、適正に対応していただくよう強く申し入れます。

